

(平成24年5月30日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認岐阜地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	4 件
厚生年金関係	4 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
厚生年金関係	2 件

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を申立期間①については44万円、申立期間②については54万円、申立期間③及び④については50万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年4月15日
② 平成16年4月14日
③ 平成17年4月12日
④ 平成18年4月11日

平成15年から賞与支払にも厚生年金保険料が加算されることになったが、当時の総務担当者と経理担当者の間で、保険料控除に関する処理段階で見落としがあり、同年4月から18年4月までの4回分の賞与支払届の提出が漏れてしまったため、厚生年金保険法第75条該当期間になっている。賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与の支給控除項目一覧表から、申立人は、申立期間①については44万円、申立期間②については54万円、申立期間③及び④については50万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とされない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を申立期間①及び②については50万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年4月15日
② 平成16年4月14日

平成15年から賞与支払にも厚生年金保険料が加算されることになったが、当時の総務担当者と経理担当者の間で、保険料控除に関する処理段階で見落としがあり、同年4月から16年4月までの2回分の賞与支払届の提出が漏れてしまったため、厚生年金保険法第75条該当期間になっている。賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与の支給控除項目一覧表から、申立人は、申立期間①及び②については50万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を申立期間①については58万円、申立期間②及び③については65万円、申立期間④については58万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年4月15日
② 平成16年4月14日
③ 平成17年4月12日
④ 平成18年4月11日

平成15年から賞与支払にも厚生年金保険料が加算されることになったが、当時の総務担当者と経理担当者の間で、保険料控除に関する処理段階で見落としがあり、同年4月から18年4月までの4回分の賞与支払届の提出が漏れてしまったため、厚生年金保険法第75条該当期間になっている。賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与の支給控除項目一覧表から、申立人は、申立期間①については58万円、申立期間②及び③については65万円、申立期間④については58万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とされない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を申立期間①については17万円、申立期間②については16万円、申立期間③については16万1,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和55年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年4月14日
② 平成17年4月12日
③ 平成18年4月11日

平成15年から賞与支払にも厚生年金保険料が加算されることになったが、当時の総務担当者と経理担当者の中で、保険料控除に関する処理段階で見落としがあり、16年4月から18年4月までの3回分の賞与支払届の提出が漏れてしまったため、厚生年金保険法第75条該当期間になっている。賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与の支給控除項目一覧表から、申立人は、申立期間①については17万円、申立期間②については16万円、申立期間③については16万1,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 10 月 9 日から 49 年 3 月 21 日まで
地元新聞でA社B支店の宅地建物取引主任者(以下「宅建主任者」という。)に係る求人広告を見て破格の条件だったので応募した。入社当初から宅建主任者として勤務した。給与は、基本給 8 万 6,000 円と宅建主任者資格手当 3 万円に歩合給もあったので最低でも 11 万 6,000 円であったと記憶している。申立期間について標準報酬月額の記録を正しく訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間における給与は、最低でも 11 万 6,000 円はあったと述べている。

しかしながら、A社B支店及び同社C支店に係る事業所別被保険者名簿によると、入社当初から宅建主任者として勤務していた複数の女性の同僚の被保険者資格取得時における標準報酬月額は、同時期に資格取得した宅建主任者資格を有していない同性の同僚と同額であるところ、申立人の資格取得時における標準報酬月額は、同時期に資格取得した 12 人の同性の同僚と同額であることが確認できる。

また、A社B支店及び同社C支店において入社当初から宅建主任者として勤務していた複数の同僚の標準報酬月額の等級が、資格取得日から、9 か月から 1 年経過後に 6 等級又は 7 等級上がっているところ、申立人についても、資格取得日から 1 年経過後に、その標準報酬月額の等級が 8 等級上がっていることが確認できる上、当該標準報酬月額は、申立人と同性の宅建主任者と同額となっている。

さらに、A社B支店の元経理担当者は、「申立人が主張する基本給 8 万 6,000 円には、宅建主任者資格手当が含まれていたと思う。」と供述しているほか、昭和 47 年 9 月及び同年 10 月に発行されたD新聞(現在は、E新聞)の求人欄において、A社B支店に係る宅建主任者の基本給及び同主任者資格手当に関する記述は見当たらない。

加えて、申立人は、申立期間における厚生年金保険料について確認できる給与明細書等の資料を所持していない上、A社は平成2年4月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、元事業主は、「帳票類は10年程度保管後逐次廃棄していた。」と回答していることから、申立人の申立期間における報酬月額及び保険料控除額について確認することができない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間においてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 1 月 5 日から同年 4 月 1 日まで
昭和 62 年 1 月から約 4 か月間、A 社（現在は、B 社）に勤務したが、厚生年金保険の加入記録が無い。これは、会社が加入手続を怠ったものであり、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された A 社における昭和 62 年 1 月分から同年 4 月分までの給与の支払明細書から、申立人は、申立期間において同社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、上記支払明細書には、申立期間に係る厚生年金保険料が控除された記載は無い。

また、B 社の事業主は「当時の資料は保存されておらず、確認できない。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。